

○三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則

平成十五年七月一日三重県教育委員会規則第二号

改正

平成一七年一二月二七日三重県教育委員会規則第二六号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則をここに公布します。

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号。以下「特例条例」という。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町が処理することとされる事務のうち教育委員会規則で定めるものの範囲について定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲)

第二条 別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県教育委員会規則第二十六号抄）

1 この規則は、平成十八年一月十日から施行する。

別表（第二条関係）

一 特例条例別表第一の十五の項イ に規定する公立学校職員の給与に 関する条例（昭和三十年三重県条 例第十号）第十五条の規定による 扶養手当の支給に関する事務で別 に教育委員会規則で定めるもの	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十 年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第三号。 以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げ る事務 イ 規則第三条の規定による認定 ロ 規則第四条の規定による認定 ハ 規則第五条の規定による証拠書類の提出の請求
二 特例条例別表第一の十五の項ロ に規定する公立学校職員の給与に	公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三 重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号。以

に関する条例第十五条の三の規定による住居手当の支給に関する事務 で別に教育委員会規則で定めるものの	下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第七条の規定による確認、決定及び改定 ロ 規則第十条の規定による確認
三 特例条例別表第一の十五の項ハに規定する公立学校職員の給与に関する条例第十六条の規定による通勤手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの	公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第四条の規定による確認、決定及び改定 ロ 規則第十八条の規定による確認